

＜ かわしん福祉優遇定期300 ＞商品概要説明書（1）

平成24年7月10日現在

1. 商品名	● かわしん福祉優遇定期300																
2. 販売対象	● 下記の年金(手当)を当金庫にて現在受給している方。 ● 新しく下記年金(手当)の受給手続きをされた方。 ● 他金融機関において「福祉定期預金」のご利用のない方。 (ご利用の際は、年金証書等を窓口へご提示いただきます。) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">対象となる年金(手当)</th></tr> <tr> <td style="width: 20%;">旧国民年金</td><td>・障害年金 ・母子年金 ・準母子年金 ・遺児年金 ・寡婦年金</td></tr> <tr> <td>旧厚生年金 (船員保険含)</td><td>・障害年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・かん夫年金 ・遺児年金 ・通産遺族年金 ・特例遺族年金</td></tr> <tr> <td>国民厚生年金</td><td>・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・寡婦年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金</td></tr> <tr> <td>各種共済年金</td><td>・障害年金 ・遺族年金 ・通算遺族年金 ・障害共済年金 ・遺族共済年金</td></tr> <tr> <td>労災年金</td><td>・障害年金 ・遺族年金 ・傷病年金 ・障害補償年金 ・遺族補償年金 ・傷病補償年金</td></tr> <tr> <td>恩 給</td><td>・都道府県知事による恩給のうち遺族・障害年金に該当する年金</td></tr> <tr> <td>各種手当</td><td>・児童扶養手当 ・福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当 (医療特別手当 ・特別手当 ・健康管理手当 ・保健手当 ・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当 (特別手当 ・健康管理手当 ・保険手当／老人福祉手当は除く)</td></tr> </table> ● 上記年金(手当)は、＜かわしん福祉優遇定期300＞の契約店舗にて受給していることが必要。 ● 対象となる年金(手当)が支給の場合は契約不可。 (ご利用の際は、年金証書等を窓口へご提示いただきます。)	対象となる年金(手当)		旧国民年金	・障害年金 ・母子年金 ・準母子年金 ・遺児年金 ・寡婦年金	旧厚生年金 (船員保険含)	・障害年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・かん夫年金 ・遺児年金 ・通産遺族年金 ・特例遺族年金	国民厚生年金	・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・寡婦年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金	各種共済年金	・障害年金 ・遺族年金 ・通算遺族年金 ・障害共済年金 ・遺族共済年金	労災年金	・障害年金 ・遺族年金 ・傷病年金 ・障害補償年金 ・遺族補償年金 ・傷病補償年金	恩 給	・都道府県知事による恩給のうち遺族・障害年金に該当する年金	各種手当	・児童扶養手当 ・福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当 (医療特別手当 ・特別手当 ・健康管理手当 ・保健手当 ・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当 (特別手当 ・健康管理手当 ・保険手当／老人福祉手当は除く)
対象となる年金(手当)																	
旧国民年金	・障害年金 ・母子年金 ・準母子年金 ・遺児年金 ・寡婦年金																
旧厚生年金 (船員保険含)	・障害年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・かん夫年金 ・遺児年金 ・通産遺族年金 ・特例遺族年金																
国民厚生年金	・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・寡婦年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金																
各種共済年金	・障害年金 ・遺族年金 ・通算遺族年金 ・障害共済年金 ・遺族共済年金																
労災年金	・障害年金 ・遺族年金 ・傷病年金 ・障害補償年金 ・遺族補償年金 ・傷病補償年金																
恩 給	・都道府県知事による恩給のうち遺族・障害年金に該当する年金																
各種手当	・児童扶養手当 ・福祉手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当 (医療特別手当 ・特別手当 ・健康管理手当 ・保健手当 ・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当 (特別手当 ・健康管理手当 ・保険手当／老人福祉手当は除く)																
3. 期 間	● 1年																
4. 預 入																	
預入方法	● 一括預入																
預入金額	● 1円以上300万円以内(ただし、当金庫で現在契約中の「福祉定期預金」と合算して300万円まで)																
預入単位	● 1円単位																
5. 払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。																
6. 利 息																	
適用金利	● 店頭表示の＜スーパー定期・スーパー定期300＞1年もの金利に0.5%上乘せいたします。																
利払方法	● 満期日以後に一括してお支払いします。																
計算方法	● 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。																

＜ かわしん福祉優遇定期300 ＞商品概要説明書（2）

平成24年7月10日現在

7. 税金	● 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% （国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。						
8. 手数料	_____						
9. 付加できる 特約事項	● マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税（ただし、この定期預金の預入限度額まで）ご利用いただけます。						
10. 中途解約時の 取扱い	● 満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>解約までの預入期間</td><td>＜期限前解約利率＞</td></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table>	解約までの預入期間	＜期限前解約利率＞	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
解約までの預入期間	＜期限前解約利率＞						
6か月未満	解約日の普通預金利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 金利情報の 入手方法	● 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。						
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-58-3311）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）もしくは、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。						
13. その他参考 となる事項	● 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ● お預け入れはお一人1店舗にかぎられます。たとえば同じ信用金庫であってもA支店に10万円、B支店に10万円というように2店舗以上にかけてのお預け入れはできません。 （ただし、当金庫本支店にかぎりお預け入れ先の変更ができます。） ● お取扱期間が定められていますので窓口へお問合わせください。 ● 総合口座のお取扱いはいたしません。 ● 自動継続のお取扱いはいたしません。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）						